

議案第2号

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度の国民健康保険税率の統一化に向けた税率改定を行うことから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 税率の改定（第5条の2、第9条の2の改正規定）

区分		改定前	改定後
基礎課税額の世帯別平等割額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	28,300円	27,500円
	特定世帯	14,150円	13,750円
	特定継続世帯	21,225円	20,625円
介護納付金課税額の均等割額		13,300円	15,300円

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

令和4年度分の国民健康保険税から適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例によります。